

労働基準関係法令違反に係る公表事案

三重労働局

最終更新日：令和 7 年11月 5 日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有) 中川製函	三重県津市藤方	R7. 1. 15	労働基準法第26条	労働者 2 名に、2 か月分の休業手当合計約14万円を支払わなかったもの。	R7. 1. 15送検
(株) みなみ製麺	三重県伊勢市村松町	R7. 3. 10	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	休業 4 日以上を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を報告しなかったもの。	R7. 3. 10送検
チヨダウーテ (株)	三重県三重郡川越町	R7. 7. 1	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第537条	労働者に物体の落下による危険を防止するための措置を講じず、堆積物の撤去作業を行わせたもの。	R7. 7. 1送検
(株) ハヤミ重機	三重県尾鷲市	R7. 8. 8	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ4.6mの作業床で、囲い等の墜落防止措置を講ずることなく、労働者に作業を行わせたもの。	R7. 8. 8送検
(株) 大紀アルミニウム工業所	大阪府大阪市西区	R7. 8. 20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第279条	爆発又は火災のおそれがある場所において、その防止措置を講じず、粉じんの清掃作業を行わせたもの。	R7. 8. 20送検
佳建設 (有)	愛知県豊橋市	R7. 8. 20	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の 3	仕事の工程に関する計画及び当該作業場所における主要な機械、設備等に関する計画を作成しなかったもの。	R7. 8. 20送検
(株) トートク工業	愛知県豊川市	R7. 8. 20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第279条	爆発又は火災のおそれがある場所において、その防止措置を講じず、ガス溶断器具を使用させたもの。	R7. 8. 20送検
(株) 総本家具新新七商店	三重県桑名市	R7. 9. 24	労働基準法第24条	労働者18名に、1 か月分の定期賃金合計約220万円を支払わなかったもの。	R7. 9. 24送検
(株) オケリ	三重県桑名市	R7. 10. 3	労働安全衛生法第20条 クレーン等安全規則第66条の 2	移動式クレーンを用いて作業を行う際、地形等を考慮した作業の方法を定めていなかったもの。	R7. 10. 3送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
西村木材（有）	三重県松阪市	R7.10.17	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトを運 転させたもの。	R7.10.17送検